| | | |
|---|---|---|
| 第四十一条第二項第二号 | ［略］ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |

［２・３　略］

（長期経理の余裕金の運用等）

**第七条**　国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第七十三号）第一条の規定による改正前の国共済法施行規則（第十四条第一項及び第十四条の二第一項第四号において「平成二十七年改正前国共済法施行規則」という。）第八十五条の二、第八十五条の二の二、第八十五条の二の三及び附則第七項並びに国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第十八号）による改正前の国共済法施行規則第八十五条の二の四の規定は、存続組合の長期経理について準用する。

（特例年金給付等の請求手続に係る国共済法施行規則の適用等）

**第十四条**　［略］

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 第百十四条の三十二の六第一項各号列記以外の部分 | ［略］ | ［略］ |
| 第百十四条の三十二の六第一項第一号 | 抄録謄本又は | 抄本、その旨が記録された公正証書に記録されている事項の全部若しくは一部を出力した書面又はその旨が記載された |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |

２　［略］

**第十四条の二**　［略］

［一～四　略］

五　勤務先の名称及び当該勤務先に就職した年月日並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第十八条第一項第二号及び第三号において「平成二十四年一元化法」という。）第二条の規定による改正前の国共済法（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。）第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等であるときは、その旨

［六・七　略］

［２～５　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

| | | |
|---|---|---|
| 第四十五条第一項第二号 | ［同上］ | ［同上］ |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |

［２・３　同上］

（長期経理の余裕金の運用等）

**第七条**　平成二十七年改正省令第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行規則（以下「平成二十七年改正前国共済法施行規則」という。）第八十五条の二、第八十五条の二の二、第八十五条の二の三及び附則第七項並びに国家公務員共済組法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第十八号）による改正前の国家公務員共済組合法施行規則第八十五条の二の四の規定は、存続組合の長期経理について準用する。

（特例年金給付等の請求手続に係る国共済法施行規則の適用等）

**第十四条**　［同上］

| | | |
|---|---|---|
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 第百十四条の三十二の六第一項各号列記以外の部分 | ［同上］ | ［同上］ |
| ［項を加える。］ | | |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |

２　［同上］

**第十四条の二**　［同上］

［一～四　同上］

五　勤務先の名称及び当該勤務先に就職した年月日並びに平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。）第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等であるときは、その旨

［六・七　同上］

［２～５　同上］

**附　則**

この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第一条中国家公務員共済組合法施行規則第百十四条の二十六第一項第六号の改正規定は、同年十一月一日から施行する。